

沖縄県土木建築部工事成績評定評価委員会運営要領

(趣旨)

第1 この運営要領は、沖縄県土木建築部工事成績評定通知実施要領第5第2項に基づいて設置するものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 通知された評定について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(組織及び構成)

第3 委員会は、本庁、かいの発注先別に次の者で構成する。

	本 庁	か い
委 員 長	統括監 (技術管理課担当)	所長
委 員	統括監 (当該事業担当)	業務総括
委 員	土木企画課長	技術総括
委 員	技術管理課長	当該工事担当班長
委 員	当該事業担当課長	当該工事検査員
委 員	当該工事検査員	

(注) 1 委員長は審議内容に応じ、1項の構成員以外の者を指名し招集することができる。

2 委員長が何らかの理由により不在の場合は、事前に指名された委員がその職務を代行するものとする。

(委員会の招集)

第4 委員会は委員長が必要と認めた場合に、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、本庁にあっては技術管理課検査班、かいにあっては庶務担当班が行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。